

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年10月29日

公益財団法人日本バドミントン協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

日本バドミントン協会ホームページ 参考URL：<https://www.badminton.or.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現在、長期基本構想（～2028）、並びに中期事業計画（～2024年度）を策定中である。（目標：2022/3） 長期基本構想（8年）及び中期事業計画（4年）を理事会にて承認後、それに基づき中期組織運営計画を策定する。また、以後は長期基本構想は4年毎に見直し、また、中期事業計画の見直し及び次年度事業方針立案を毎年度下期に実施し、次年度短期財政計画（予算書）立案並びに中期組織運営計画の見直しに反映する。これら一連の計画は、その都度理事会に諮り、本会HPへの掲載、加盟団体への周知を順次実施する予定である。	次年度方針（既存：事業計画） 次年度短期財政計画（既存：予算書）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	現状として、アウトソーシングや派遣の活用など、必要な人材数を柔軟に確保している。個に依存した業務の解消と負荷変動に対応するため、業務毎に事務処理マニュアルを作成し、適正な必要人数の把握と、個々の業務のローテーションを計画し実施する。（目標：2022/3） 育成に関しては、基礎的な接遇、ガバナンス等の一般研修から職能に応じた専門研修まで必要に応じて順次実施する。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	現状として各種規程は整備されているが、更にデータ管理の仕組みを整理し、中期事業計画をもとに中期財政計画を策定し、公表する。（目標：2022/3） 短期財政計画（収支予算書）については、毎年度予算を理事会・評議員会にて承認を得ている。今後はHPに掲載し広く公表する。	次年度短期財政計画（既存：予算書）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	理事の構成は、その保有する専門性から判断する外部理事の割合が40%（8名/20名）、女性理事の割合が10%（2名/20名）であり、その選出方法は、役員等候補者選出委員会により厳正に行われてきた。また、理事の半数は地区連盟推薦理事であり、加盟団体の意思を尊重していることから現時点での具体的な目標設定は困難である。女性理事の任用比率の向上は、その必要性を周知し、加盟団体に啓発していく。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員55名の構成は加盟団体からの選出者であり、その選出方法については各団体の意向を尊重している。評議員の任期は4年であり、次回改選（2023年）に向け、ガバナンスコードの目的を周知し、賛同を得ていく。加盟団体の意思を尊重していることから、現時点での具体的な目標設定は困難であり、啓発活動を通して理解を深めてもらう。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	現在はアスリートの生の声を聴く委員会は設置していないが、ナショナル強化部やジュニア強化部の指導者には元日本代表選手が多く在籍しており、現役選手との意見交換などを頻繁に実施している。今後は規程を設け、アスリート委員会を設置し、仕組みとしてPDCAを回していく。（目標：2022/4）	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在母、理事の定数は15名以上20名以下であり適正な規模と判断している。但し、組織運営における役員等の体制については、事業の計画及び実施等を考慮し、適正な整備を検討する。	理事名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現状、役員定年制に関する定めとして、学識経験者の3名を除く地区・連盟推薦理事及び推薦理事の17名については、就任時70歳未満と定めている。今後、役員定年制を見直し、学識経験者及び監事についても定年を設ける。（目標2022/4）	定款細則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	地区・連盟推薦理事10名については、地区・連盟の意向により推薦されており比較的短期間の在任となっている。理事の多様性、専門性の観点で幅広く構成することを前提とすると、40代から50代からの任用も想定され、一方で70歳定年制との関係からすれば在任期間を10年に制限することは貴重な力の喪失に繋がりにかぬない。役員等候補者選出委員会では専横化の可能性を回避することも意識し、再任回数の上限について研究する。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	本会の諮問委員会として役員等候補選出委員会が存在しており、理事選出時に独立した存在として機能している。同委員会の構成メンバーは地区・連盟からの代表者10名及び専務理事1名の11名となっており、公平性・公正性は確保されている。	役員等候補選出委員会規程並びに同細則
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員及びその他構成員に対して、各種規程を整備しており、法令順守はもとより、コンプライアンスの重要性を周知している。	会計処理規程、本部規程、理事服務規程、職務権限規程、事務局所掌規程、就業規則、給与規程、退職金規程、倫理規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	当協会は定款をはじめ、法人の運営に関する各種規程を整備している。	定款等
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	当協会は各種関係する規程等を整備している。	事務局所掌規程、情報公開規程、個人情報保護規定、特定個人情報取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員に関しては「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、職員に関しては「就業規則」「給与規程」「退職金規程」を整備している。	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定、就業規則、給与規定、退職金規定
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。	定款、公益目的事業基金規程、寄付金取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	現在、決済権限分については規定しているが、協賛企業の取扱等に関する規程、放映権に関する規程等はない。協賛企業及び放映権については、複数年の契約を行っており、この規程の必要性を感じることから、次の契約時期に合わせて、規程を整備していく。(目標：2023/10)	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考は、本会強化部にて大会の成績による明確な選考基準(HPで公表)にを基本に実施している。但し、選考は選考会を実施の上、総合的な評価により判断しており、選考から漏れた選手には誠意をもって選考理由を説明している。	選手選考基準
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	公認審判員に関しては認定・登録に関わる詳細が規程に定められており、また、厳格な運営がなされるシステムとなっている。	公認審判員規程、公認審判員資格登録規程、公認審判員資格審査認定委員規程、国際審判員資格者養成規程、公認レフェリー資格登録規程、公認レフェリー資格審査特別認定委員・国際レフェリー資格養成インストラクター・国際審判員資格養成インストラクター規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士を置き、各種法的な相談ができる体制を確保している。財務会計部門は、監査法人並びに公認会計士と契約を締結しており、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、いつでも相談できる体制を整えている。	法律事務所との顧問契約、監査法人との監査契約
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンスに関しては従来、倫理委員会が機能してきたが、所掌事務の見直しを行い、名称をコンプライアンス委員会と見直し、その強化維持に向け、継続的に活動していく。(目標:2022/3)	倫理規程 コンプライアンス委員会規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	現在の倫理委員会と同様にコンプライアンス委員会においても構成委員は弁護士、学識経験者を配置し、中立性及び専門性を有するもので構成する。(目標:2022/3)	コンプライアンス委員会規程
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役員については役員改選時の理事会を基本に教育を実施している。 また、各県協会、関係団体に対しても、関係する情報を周知するとともに、広く情報を浸透させる。	内閣府資料(公益法人の各機関の役割と責任)
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	代表選手及び指導者には代表指定時や強化合宿時などさまざまな機会をとらえて教育を実施している。	代表選手コンプライアンス教育資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	コンプライアンス教育を実施し、審判員に対しては、あるべき姿や心構え不公正な判定の防止等に努め。審判認定委員へは研修受講時や大会開催時に教育を計画的に実施していく予定。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律相談の全般は顧問弁護士と契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。・財務会計部門は監査法人並びに公認会計士と契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	法律事務所との顧問契約、監査法人との監査契約、公認会計士との契約
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理に関する規程を制定し、公正な会計原則を遵守している。監事は専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を実施している。	会計処理規程、公益目的事業基金規程、寄付金取扱規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。また、倫理規程において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じている。	倫理規程、会計処理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。	定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手選考基準をHPに公開している。	選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）遵守状況に関する自己説明及び公表内容」を作成し、本会HPにアップする。（目標：2021/1）	本資料

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規程において利益相反について規定し、適切に管理していく。(目標:2022/3)	倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	倫理規程に利益相反ポリシーを規程し、客観性、透明性のある手続きを確保していく。(目標:2022/3)	倫理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現状として内部の違反行為、またこれに関連する違反行為に対する明確な通報のしくみ(マニュアル)がないため、これを設け、自浄作用の強化を図る。(目標:2022/6) 設置した通報窓口は関係者に周知し、広く運用を定着させる。また、この運用にあたっては、守秘義務の徹底により情報を管理し、相談者に対する不利益が生じないよう配慮する。 設置に時間がかかりそうな場合は、統括団体の相談窓口やJSCの第三者相談・調査制度相談窓口を促す。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度を構築する場合は、弁護士、学識経験者を入れ、客観的な判断が下せる体制を整える。(目標:2022/6)	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	現行の「懲戒処分基準」を禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続をより具体的に含めた「懲罰規程」に見直す。(目標:2022/3)	懲罰規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現行の倫理委員会から専門的に処分審査を担う部分を分離し、その組織の構成員は弁護士、学識経験者等、中立性及び専門性を有するものを配置する。(目標:2022/3)	司法機関運営規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本会における懲罰や紛争に対しては、中立的かつ専門的に行う二審制の組織を設け、客観的かつ速やかに紛争解決手続きを行う。(目標:2022/3)	司法機関運営規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分対象者には、二審制の制度と利用方法を通知する。(目標:2022/3)	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	コンプライアンス委員会において、上部団体・関係団体の取り組みを参考に、本会の特性を踏まえたマニュアルを作成し、その実効性の検証や仮想訓練の実施に取り組む。 (目標:2022/3~)	危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	現行の調査体制としては倫理委員会が組織されているが、司法機関組織の見直し後は、二審制の組織において担当する。(目標:2022/3)	司法機関運営規程



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	現状として、倫理委員会委員は弁護士・学識経験者が配置され、中立性及び専門性を有する者で構成している。司法機関組織の見直しを行っても同様とする。	倫理委員会規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	権限関係については定款及び倫理規程において規程している。地方組織から相談があった際には指導助言及び支援を行っている。	定款、倫理規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会ガバナンスコードの着実な実施を目指して、評議員会、加盟団体事務事務局長会議などの機会を活用し、情報共有を行い地方組織の認識を向上を図るため、情報提供等を策定していく。	